

2008年2月28日

各都道府県正会員・指定都市育成会 様

(社福) 全日本手をつなぐ育成会  
理事長 副島 宏克

心身障害者扶養保険制度について全国の会員から問い合わせが相次いでいます。

電話等で受ければ説明をして理解していますが、都道府県育成会・指定都市育成会への問い合わせには十分に説明ができていないようです。それで、今回「Q&A」方式で説明文を作りました。

次の項目に対する回答を、厚生労働省・障害保健福祉部企画課と一緒に作りました。内容を確認して誤解のないように徹底してください。期的に余裕がありませんので、取り扱いにご配慮ください。

- Q1. この制度はどのような経過でできたのか？
- Q2. この制度は、今後破綻することはないか？
- Q3. 保険料（掛金）が何故高くなったのか？
- Q4. 給付の一口二万円は、今後も保証されるのか？
- Q5. 都道府県は何故詳しく知らないのか？
- Q6. 都道府県は何故あまり PR しないのか？
- Q7. 5年毎の見直しで、また保険料（掛金）が高くなるのではないのか？
- Q8. この制度に関して、都道府県での特別補助はないのか？
- Q9. 給付を受けた場合、入所施設利用者はこのお金が手元に残らない。手元に残る対策は考えられないか？
- Q10. 制度の存続が不安になって退会した人への対策は、ないのか？

以上です。

Q1. この制度はどのような経過でできたのか？

(答)

1 昭和30年代に、全国社会福祉協議会や全日本精神薄弱者育成会（当時）が中心となって障害のある方の生涯を通ずる各分野にわたる方策の総合的な研究が進められて、終生年金の必要性等を掲げた「精神薄弱者福祉財団」の構想が発表されました。

この構想は、知的障害児の保護者からの訴えとして出された「精薄福祉金庫」の設置の発想に由来するものでした。即ち、障害のある方を扶養している親達の最も大きな悩みと不安は、自分に万一のことが起こった場合、遺された障害のある方の面倒を誰がみてくれるだろうかということであり、こうした経済上の不安を軽減するため「親自らの手で生存中一定額の拠出をした基金によって、親亡き後一定額の終生年金を障害者に毎月支給するということが構想されたものでした。

2 一方、地方公共団体においては福祉行政の立場からこうした地域住民のニーズに対応するため、40年代に入って、足利市や神戸市を始め、各地方公共団体において類似の制度が実施され、昭和43年2月時点では38団体が実施するという状況でした。

3 厚生省（現：厚生労働省）では、以上のような地方公共団体の動向を踏まえ、親の会の代表者や学識経験者からの意見を聞くなどして、全国的な規模の制度として普及させるべく検討を行いました。

4 このように、育成会の積極的な関わりの中で、昭和45年2月に本制度が創設され、全国の道府県・政令指定都市の定める条例により実施されています（なお、平成20年度より東京都においても実施予定）。

※ この制度は、育成会が積極的に関わり、親亡き後の所得保障の一つとして作られた保険であると言えます。

Q2. この制度は、今後破綻することはないか？.

(答)

1 心身障害者扶養保険検討委員会報告書（平成19年9月）においては、「見直しに当たって、受給者については、既に保護者が亡くなり、年金の受給権が発生しており、受給者の生活資金の一部になっていること、既加入者については、保険に入っていることで保護者が亡くなれば年金を受給することを期待していることを踏まえた対応が必要である」との提言がなされたところであり、今後も制度を継続し、現行の制度の枠組みを基本としつつも、現在の経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことになりました。

- 2 これらを踏まえて、保険料（掛金）の設定については、任意加入の制度として財政が安定するよう、保険数理に基づき適正な水準に設定される一方、既加入者については、大幅な引上げにならないよう一定の配慮がなされています。
- 3 また、制度を長期にわたって安定的に持続して運営していくため、平成8年より、国及び地方公共団体の公費による財政支援（毎年度92億円）が行われているところです。
- 4 さらに、毎年度、財政の健全性を検証し、その結果を公表するとともに、少なくとも5年ごとに、保険料水準等について、今後の社会経済状況を十分に踏まえた見直しを実施することとされております。

※ 以上の対応により、今後破綻することはないと考えています。

Q3. 保険料（掛金）が何故高くなったのか？

（答）

- 1 心身障害者扶養保険制度は、平成8年改正において、従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用の不足に対して、①保険料の引き上げ、②過去の保険料納付不足分について国及び道府県・指定都市で公費による財政支援を行う、などの措置を講じました。
- 2 その後、①近年の運用利回りの低下、②障害者の受給期間の長期化に伴う受給額の増加などにより、将来の年金の支払いが不可能になる恐れが生じているため、厚生労働省において、平成19年3月、「心身障害者扶養保険検討委員会」が設置され、同年9月25日、報告書を取りまとめたところであり、現在の経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことになりました。
- 3 同委員会の報告書によれば、改正後の新規加入者の保険料（掛金）は、前提となる予定利率や死亡率等を基礎として保険数理に基づいて算定したものであり、公費等に頼ることなく運営可能な水準として設定したところであり、その結果として保険料（掛金）を引き上げる必要が生じたものです。
- 4 ただし、既加入者については、①保険に入っていることで保護者が亡くなれば年金を受給することを期待して保険料を支払っていることを踏まえる必要があること、②年金額がかわらないにも関わらず保険料額を引き上げること等を考慮して、公費による財政支援により、大幅な引上げにならないよう配慮されています。

Q4. 給付の一口二万円は、今後も保証されるのか？

(答)

- 1 今回の見直しにおいては、受給者については、既に保護者が亡くなり、年金の受給権が発生しており、受給者の生活資金の一部になっていること、既加入者については、保険に入っていることで保護者が亡くなれば年金を受給することを期待していることを踏まえた対応をとる必要があることを総合的に勘案して、現行の年金額である2万円が維持されました。
- 2 年金給付の水準については、公的所得保障の上乗せとして障害者の生活を支える収入の一部としての意義を有していることを十分に踏まえることが必要であると考えています。

Q5. 都道府県は何故詳しく知らないのか？

(答)

- 1 この制度の実施主体は道府県・指定都市であり、当該地方自治体が個々に定める条例に基づいて実施されています。
- 2 なお、道府県・指定都市が加入者に対して負う共済責任を独立行政法人福祉医療機構が再保険するほか、厚生労働省は、本制度の円滑な実施のため、制度の助長や福祉医療機構の指導監督をすることとされています。
- 3 制度については道府県・指定都市の担当課で把握していると思われませんが、制度見直しについては、条例案を提出する地方議会のスケジュールとの関係上、対外的な説明の時期に相違がみられるようです。

<備考> 心身障害者扶養保険検討委員会における検討状況などについては、厚生労働省及び福祉医療機構から情報提供されています。

※ 厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#syakai>)

※ 福祉医療機構HP (<http://www.wam.go.jp/wam/gyoumu/fuyou/index.html>)

Q6. 都道府県は何故あまりPRしないのか？

(答)

- 1 道府県・指定都市は、今回の見直しに伴い条例改正が必要となりますが、今年の2月議会で条例改正を予定している自治体においては、議会へ正式に条例改正手続きを行う

前に関係者に対する新制度の周知・徹底をすることについて懸念があるとの事情があるのではないかと考えられます。

- 2 すでに、独立行政法人福祉医療機構から、「心身障害者扶養共済制度加入者の皆様へ」と題した新制度の周知のためのリーフレットが配布されているところですが、一部の自治体においては、前述した事情もあり加入者等への新制度のPRが進んでいない状況が生じているものと考えられます。

Q7. 5年毎の見直しで、また保険料（掛金）が高くなるのではないかと？

(答)

- 1 心身障害者扶養保険検討委員会報告書においては、「今後も制度を継続し、現行の制度の枠組みを基本としつつも、現在の経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことが適当であり、現在ある積立不足に対応する措置を講ずるだけでなく、新たな積立不足を発生させないための措置を講ずるべきである」との提言がなされているところです。
- 2 これらを踏まえて、保険料（掛金）の設定については、任意加入の制度として財政が安定するよう、保険数理に基づき適正な水準に設定される一方、既加入者については、大幅な引上げにならないよう一定の配慮がなされたところです。
- 3 本制度については、毎年度、財政の健全性を検証し、その結果を公表するとともに、少なくとも5年ごとに、保険料（掛金）水準等について、今後の社会経済状況を十分に踏まえた見直しを実施することとされておりますが、その際には、本制度が受給者及び加入者に対して果たしている役割についても十分に考慮すべきであると考えています。

Q8. この制度に関して、都道府県での特別補助はないのか？

(答)

- 1 道府県・指定都市が、個々の自治体における障害者施策を進めていく中で、地域特性や住民の要望等を考慮し、地域の実状に応じて独自の保険料（掛金）の減免制度（減額、免除）を設けて実施しているところです。
- 2 したがって、その内容も道府県・指定都市によって異なりますので、お住まいの道府県・指定都市の担当窓口にお問い合わせをお願いします。

Q9. 給付を受けた場合、入所施設利用者はこのお金が手元に残らない。手元に残る対策は考えられないか？

(答)

- 1 入所施設における収入認定の問題については、障害者自立支援法の下で、施設の入所者の利用者負担のあり方や障害者の所得の確保をどのようにしていくかというような課題にもつながっていく問題であり、今後障害者自立支援法の抜本的な見直しにおいて必要な対応が図られるよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

※ この件については、全日本手をつなぐ育成会からも強く改善要求を申し出ているところです。なお、総務省行政評価局 行政相談課も調査を始めました。

Q10. 制度の存続が不安になって退会した人への対策は、ないのか？

(答)

- 1 今回の見直しは、制度を長期にわたって安定的に運営していくため、保険料の引上げとともに、公費による財政支援の拡充などが行われたほか、既加入者の保険料水準についても配慮が行われています。
- 2 また、脱退される方については、脱退一時金の引上げなどが行われているところですが、本制度の果たしている意義を考え、よくご相談の上、対応されることが望ましいのではないかと考えています。

※ 加入したい人は急いで都道府県・政令市の窓口へ相談してください。

※ この制度については、いろんな噂が飛び交い会員の皆さんを惑わしています。噂に惑わされることなく正しい情報を手に入れて判断してください。